第三十五条中「第百八条第一項」を「第百条第一項」に改める。

第三十七条第一項中「、第十九条第一項第三号及び第二項並びに第二十八条第二十五号」を「並びに第十九条第一項第三号及び第二項」に改め、同条第二項第一号中「第二条第六号、第十一条第二項第一号」を「第二条第五号、第十一条第二項第二号」に改め、同項第二号中「第二十一条第二項第一号、第三号及び第四号」を「第二十一条第二項第一号、第四号及び第五号」に改める。

附則第三条中「第百七条第六項」を「第九十九条第六項」に改める。

附則第四条中「法附則第四条第一項」を「法附則第三条第一項」に、「第七十三条各号」を「第六十八条各号」に改める。

附則第五条中「附則第四条第二項」を「附則第三条第二項」に改める。

附則第六条中「附則第四条第三項」を「附則第三条第三項」に、「第七十三条第一号」を「第六十八条第一号」に改める。

附則第七条第一項中「附則第五条第五項」を「附則第四条第五項」に改め、同条第二項中「附則第五条第一項」を「附則第四条第一項」に改め、同条第五項中「附則第五条第十項」を「附則第四条第十項」に改める。

附則第十条及び第十一条を削る。

（沖縄振興開発金融公庫法施行令の一部改正）

第二条　沖縄振興開発金融公庫法施行令（昭和四十七年政令第百八十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十二条」を「第十一条」に改める。

第一条の三第一項中「第十九条第一項第三号ヘ」を「第十九条第一項第三号ニ」に、「第三号の二から第十号まで」を「第三号から第九号まで」に改め、同項第二号を次のように改める。

二　法第十九条第一項第三号ハに掲げる者　住宅（子どもを育成する家庭若しくは高齢者の家庭（単身の世帯を含む。次号において同じ。）に適した良好な居住性能及び居住環境を有する賃貸住宅又は賃貸の用に供する住宅部分が大部分を占める建築物を含む。以下この号において同じ。）の建設に必要な資金（住宅の建設に付随して新たに土地又は借地権の取得を必要とする場合には、当該資金に併せて貸し付ける場合における当該土地又は借地権の取得に必要な資金を含む。）

第一条の三第一項第三号及び第三号の二を削り、同項第四号中「沖縄」の下に「（沖縄県の区域をいう。以下同じ。）」を加え、同号を同項第三号とし、同項中第五号を第四号とし、第六号から第十号までを一号ずつ繰り上げ、同条第二項第一号中「、幼稚園等、関連利便施設」及び「、土地の造成、関連公共施設の整備及び維持補修」を削り、同項第三号中「、造成」を削り、同項第四号中「、幼稚園等、関連利便施設」、「造成中の土地、整備中の関連公共施設若しくは」及び「造成工事、整備工事若しくは」を削り、同条第三項及び第四項を削る。

第二条第五号中「第十九条第二項第四号」を「第十九条第二項第三号」に改める。

第三条第三項第一号中「第十九条第二項第四号の二」を「第十九条第二項第四号」に改める。

第五条第一項中「第二十条第一項前段」を「第二十条第一項」に改め、同条第二項中「第二十条第一項前段」を「第二十条第一項」に改め、同項第二号イ中「、幼稚園等、関連利便施設」及び「、土地の造成工事の審査、関連公共施設の整備工事の審査」を削り、同項第四号中「、幼稚園等、関連利便施設」を削る。

第七条の十六第一号中「第一条の三第一項第八号」を「第一条の三第一項第七号」に改め、同条第二号を削り、同条第三号中「第一条の三第一項第四号」を「第一条の三第一項第三号」に改め、同号を同条第二号とする。

第三章中第九条を削り、第九条の二を第九条とする。

第十条を削り、第九条の三を第十条とする。

第十条の二から第十一条までを削り、第十二条を第十一条とする。

附則第四条第一項中「第十九条第四項」を「第十九条第三項」に改める。

（産業労働者住宅資金融通法第七条の規定による貸付金の一戸当たりの金額の限度及び償還期間を定める政令の廃止）

第三条　産業労働者住宅資金融通法第七条の規定による貸付金の一戸当たりの金額の限度及び償還期間を定める政令（昭和四十八年政令第百三十三号）は、廃止する。

（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令等の一部改正）

第四条　次に掲げる政令の規定中「第百五条の三第二項」を「第九十六条第二項」に改める。

一　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第二条第二十九号

二　環境影響評価法施行令（平成九年政令第三百四十六号）第四条第一号

三　南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成十五年政令第三百二十四号）第八条第一項第一号

（住宅宅地債券令の一部改正）

第五条　住宅宅地債券令（昭和三十八年政令第百四十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「第七条の十六第三号」を「第七条の十六第二号」に改める。

（新住宅市街地開発法施行令の一部改正）

第六条　新住宅市街地開発法施行令（昭和三十八年政令第三百六十五号）の一部を次のように改正する。

第九条中「次に掲げる者」を「日本勤労者住宅協会」に改め、同条各号を削る。

（河川法施行令の一部改正）

第七条　河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）の一部を次のように改正する。

第十条の五第二号中「第百七条第一項」を「第九十九条第一項」に改める。

（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行令の一部改正）

第八条　労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行令（昭和四十一年政令第二百六十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第二号中「第七十八条第一項」を「第七十条第一項」に改める。

（内閣府において経費の配分計画に関する事務を行う事業等を定める政令の一部改正）

第九条　内閣府において経費の配分計画に関する事務を行う事業等を定める政令（昭和四十七年政令第百八十三号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第二号ニ中「第百七条第六項」を「第九十九条第六項」に改める。

（介護保険法施行令の一部改正）

第十条　介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）の一部を次のように改正する。

第三十七条第一項第二十二号中「第八十九条第一項第一号」を「第九十条第一項第一号」に改める。

（郵政民営化法施行令の一部改正）

第十一条　郵政民営化法施行令（平成十七年政令第三百四十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第四号及び第五号を次のように改める。

四及び五　削除

（内閣府本府組織令の一部改正）

第十二条　内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第二項の表令和四年三月三十一日の項中「令和四年三月三十一日」を「令和十四年三月三十一日」に、「第百五条の三第二項」を「第九十六条第二項」に、「第百五条の二第二項第一号」を「第九十五条第二項第一号」に、「第百六条第一項、第百七条第一項及び第百八条第一項」を「第九十八条第一項、第九十九条第一項及び第百条第一項」に改める。

附則第十条第一項中「令和四年三月三十一日」を「令和十四年三月三十一日」に、「第百六条第一項、第百七条第一項及び第百八条第一項」を「第九十八条第一項、第九十九条第一項及び第百条第一項」に改める。